

- 高額な違約金を要求!!
結婚相手紹介サービス
- 製品の安全に関する消費者の意識調査結果から
- 消費生活用製品安全法が改正されました。



コカブ

(レシピは中のページにあります。)

発行/福井県生活安全課・福井県消費生活センター

高額な違約金を要求!!結婚相手紹介サービス ...中途解約をめぐるトラブルが跡を絶ちません...

【相談】

地元の女性を多数紹介できるとの広告をみて、店舗に出向きました。月に1、2度結婚希望の女性のデータを見て、その中から条件に合った女性を紹介してもらえるとというサービスの2年契約(約50万円)をしました。ところが、仕事が忙しく相手女性のデータを見るために出向く時間がなかったため、1カ月後に解約を申し出たところ、20万円の違約金を請求されました。高額な違約金は納得できません。(30代 男性)

【アドバイス】

「結婚相手紹介サービス」は、店舗に出向いて契約をしても、サービス提供期間が2カ月を超え、また金額が5万円を超えれば、特定商取引法により、クーリング・オフ(書面交付から8日以内)や中途解約(一定の解約料を支払えば理由を問わない)が認められます。

ところが、この相談のように、契約後、短期間で解約を申し出たにもかかわらず、高額な違約金や手数料を請求されたりする等、中途解約をめぐるトラブルは依然として寄せられています。センターからは、正規の清算ルールにのっとって計算をし、減額するよう交渉しました。

中途解約時の解約料上限額

サービスを受ける前	途中までサービスを受けた後
3万円	2万円または残金の20%かのいずれか低い額

途中までサービスを受けた時は、既に受けたサービスの代金と解約料との合算を支払うことになります。

◇◇◇その他、こんなトラブルも...! ◇◇◇

- * 女性会員からの申し入れがない限りお見合いが出来ないというシステムは知ってはいたが、契約してから1年間、未だに相談所から連絡がなく信用できなくなった。
- * 1年契約をして約半年が経つが、相手を全く紹介してもらえない。中途解約を申し出たが、契約金額が50,000円に満たないということで返金してもらえない。

【契約する前に、書面で確認を!】

- ◆ どのようなサービスをどこまで提供してもらえるのか、その内容、価格について納得できるものを選びましょう。
- ◆ クーリング・オフや中途解約の要件など、契約者に一方的に不利になる条項はないかどうか等、確認しましょう。
- ◆ 契約時や退会后、個人情報などをどのように扱うのか確認しましょう。



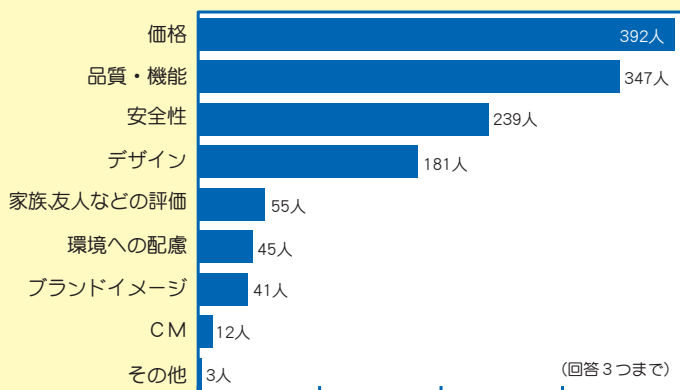
製品の安全に関する消費者の意識調査結果から

平成18年12月調査

県では、製品の安全に関して、県内の消費生活モニター等を対象に調査を行いました。今回は、その結果をご紹介します。
 (対象者：500名(県消費生活モニター135名、一般県民365名)、回答者 441名、回収率：88.2%)

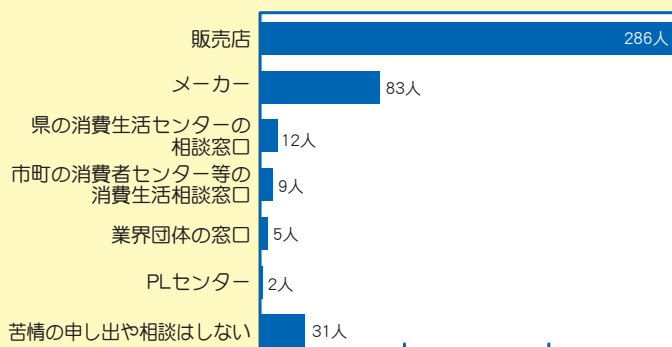
製品を選ぶ際、重視すること

製品を選ぶときは、「価格」、「品質・機能」、「安全性」を重視しているという回答が多くありました。



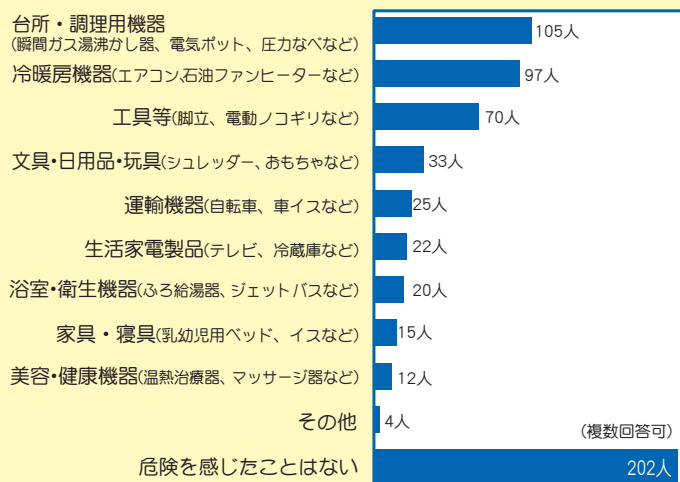
苦情の申し出や相談する先は…

被害を受けたり、危険を感じた場合の苦情の申し出や相談先は、「販売店」、「メーカー」という回答が多くありました。



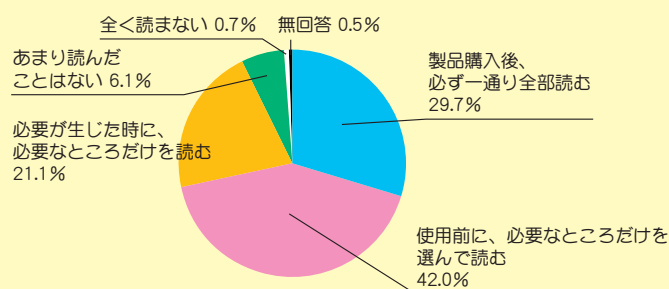
製品を使っていて危険を感じたことがある？

危険を感じたことがある製品については、瞬間ガス湯沸かし器が不完全燃焼のようになった、圧力なべの蒸気で火傷しそうになったなど「台所・調理用機器」が、最も多くなっています。



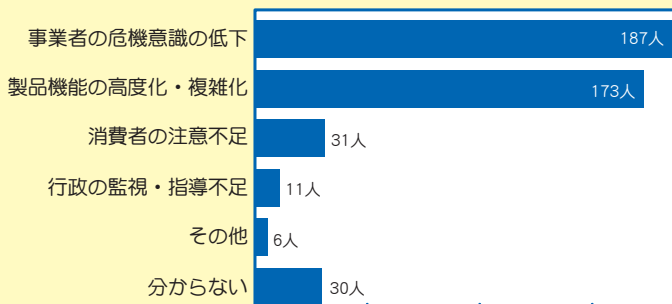
取扱説明書の保管と利用について

取扱説明書の保管については、約6割の人が「すぐ取り出せるところに保管している」と回答しており、利用については、「使用前に、必要なところだけを選んで読む」が約4割と最も多くなっています。



なぜ製品事故は起きると思うか

なぜ製品事故は起きると思うかについては、「事業者の危機意識の低下」、「製品機能の高度化・複雑化」という意見が多くありましたが、一部、消費者の注意不足という意見もありました。



- また、どのような危険を感じたかという質問に対しては、
- ・「石油ファンヒーター」から煙が出た。近くに座っていたら服が焦げた。
 - ・「瞬間ガス湯沸かし器」が、点火せずにガスが漏れていた。
 - ・「テレビ」、「電子レンジ」から煙が出た。火花が散った。
 - ・「電気ポット」の蒸気で火傷をした。子供がコードを引っ張り、ポットが倒れた。
 - ・「圧力鍋」で、空気を抜かずに蓋を外したら、中身が飛び散った。
 - ・「IH調理器」の表面のプレートが割れた。
 - ・「自転車」で、ズボンの裾がチェーンに挟まった。
 - ・「シュレッダー」で、ネクタイが引っ張られそうになった。
 - ・「カッター」が途中で折れて、指を切りそうになった。
- などの回答がありました。



消費者豆知識

製品の安全マーククイズ

これは何のマークでしょうか？

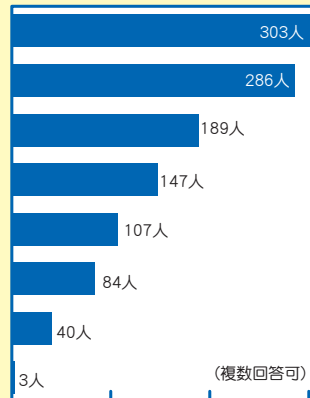


(答えは最後のページにあります。)

製品を安全に使うためには…

製造事業者に対しては、「製品そのものの見えるところに注意や警告事項を掲載する」、販売店に対しては、「販売時に商品を使う際の注意点を必ず伝える」、そして、消費者自身は「製品に対する知識を身につけるよう心掛ける」など、それぞれが気をつけるべき意見が多く寄せられました。

製品そのものの見えるところに注意や警告事項を掲載する
 販売店は、販売時に商品を使う際の注意点を必ず伝える
 消費者が製品に対する知識を身につけるよう心掛ける
 多機能製品とは別に、機能を絞ったシンプルな製品を開発し、説明が必要な事項を少なくする
 取扱説明書を紛失した場合などに対応するため、メーカーから取扱説明書をインターネットやファックス、郵便で入手できるようにする
 行政が事業者への指導を徹底する
 製品取扱説明員派遣サービスや教室を設ける



その他

自由意見から

- ・消費者も製品に対する知識や取扱方法をよく知り、安全に使用できるよう意識しなければならないと思う。
- ・危険や被害を受けたときは、拡大されないためにも、販売店や消費生活センターに連絡することが大切だと思う。

製品を安全に使うためには、製品の知識や使用方法をよく知ることが大切です。取扱説明書をよく読み、正しく使用しましょう。

消費生活用製品安全法が改正されました。

施行は今年の春からです。

今回の改正で、製品事故情報の報告・公表制度ができます。

報告 死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、製造事業者や輸入業者は、国への事故報告が義務付けられます。



公表 国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、第二の重大事故を防止します。

～消費者の皆様へ～

- ・「福井のくらし」や新聞、国や県のホームページなどに公表される事故情報に注目し、該当する製品をお持ちの場合は、使用を中止の上、製造事業者等にご連絡ください。
- ・万が一、製品事故の被害にあわれた場合には、製造事業者、輸入事業者、販売店などに、至急ご連絡ください。

《法改正についての説明会を開催します》

【日 時】平成19年3月6日(火) 14:00～

【場 所】福井県国際交流会館 第1・2会議室

【対 象】消費生活用製品の製造事業者、販売事業者、修理事業者および消費者等

【その他】事前に県生活安全課 (TEL: 0776-20-0287) までお申し込みください。

参加は無料です



コカブ

(主な産地：坂井市、福井市など)

『コカブ・サツマイモの牛乳グラタン』

調理時間
20分



～材 料～ (4人分)

コカブ 4～6個
 サツマイモ 1個
 とろけるスライスチーズ 4枚
 牛乳 300cc
 ベーコン 2～3枚
 チキンコンソメ固形スープ 1個
 塩・こしょう 少々
 生クリーム 100cc



～ 作 り 方 ～

- 1 オープントースターの予熱をしておく。
- 2 コカブは皮をむき半分に切る。サツマイモは皮付きのまま1.5cm角に切る。ベーコンは細切れにする。
- 3 鍋を火にかけ、牛乳、固形スープ、コカブ、サツマイモ、半量のベーコンを入れる。弱火で煮て、煮えたら塩・こしょうで味を整える。
- 4 一人分ずつの耐熱容器に移し、生クリーム、チーズ、残りのベーコンを順にのせ、オープントースターでチーズに焦げ目がつくまで焼く。

価格の動き

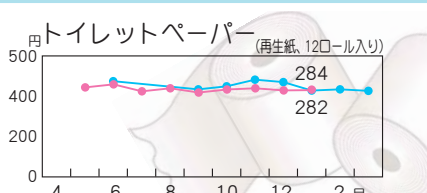
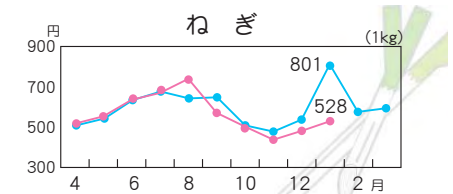
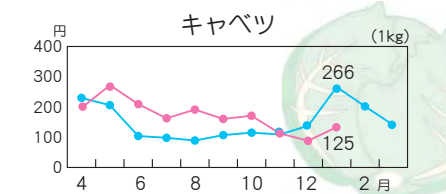
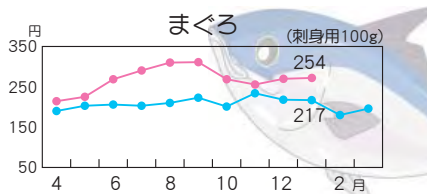
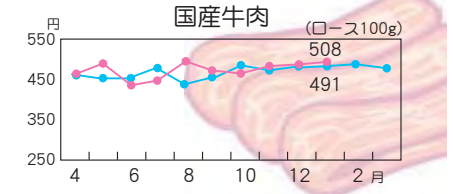
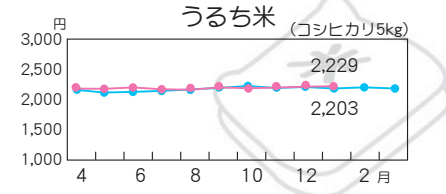
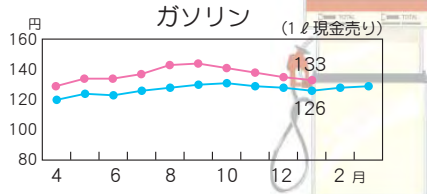
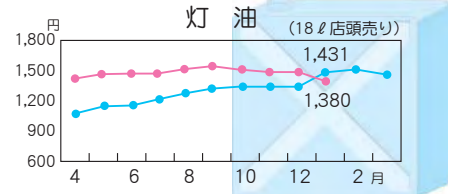
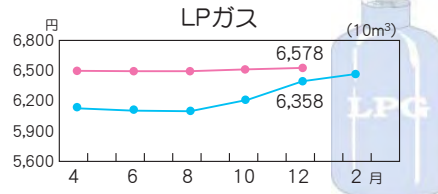
県調査結果 ※石油製品については、(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター調査

● 17年度
● 18年度

福井市消費者物価指数

平成18年12月 速報値(平成17年基準)

総合指数 100.2
前月比 (-)0.1%
前年同月比 0.0%
※福井県情報政策課調べ



原油価格の高騰により、灯油の小売価格は、現在高い水準にあります。今後も、価格動向を注目するとともに、ウォームビズに心掛けるなどくらしを見直し、限りある資源をかしく使しましょう。

消費生活関連イベント(平成19年3月)

	日時	相談先	
悪質商法被害防止共同キャンペーン 「若者電話相談」を実施します。	3月1日(木) 9:00～17:00	福井県消費生活センター	(0776)22-1102
		福井県嶺南消費生活センター	(0770)52-7830

※このほか、各市の消費生活相談窓口や県警、福井弁護士会、県司法書士会でも相談を受け付けます。

～食料品消費モニターの募集～

農林水産省では、消費者の皆様の食に関するご意見を施策に活かすため、「食料品消費モニター」を募集しています。

【業務内容】研修会への参加、定期調査(アンケートへの回答)、食に関する意見の提出等

【応募資格】20歳以上の一般消費者(国、県、市町の議員、公務員を除く)

【募集人数】福井県内で15名

【問合せ先・申込み先】北陸農政局 福井農政事務所 消費・安全部 消費生活課 消費経済係

TEL 0776-36-1790 FAX 0776-35-8925

※詳細情報および申込用紙については、北陸農政局ホームページ(<http://www.hokuriku.maff.go.jp/>)の「調査員・モニター等」でも案内しています。

お知らせ

消費生活のご相談は... (個人情報苦情相談も受け付けています。)

福井県消費生活センター

☎ 0776-22-1102 FAX 0776-22-8190
〒910-0005 福井市大手3丁目11-17(県民会館2階)

福井県嶺南消費生活センター

☎ 0770-52-7830 FAX 0770-52-7831
〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

(受付時間 9:00～17:00 土・日曜日でも相談を受け付けています。)

福井県消費生活センターホームページ <http://info.pref.fukui.jp/seikatu/shohic/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。



物価に関するご意見・ご質問は・・・0776-20-0287 (生活安全課へ)

☎ 910-8580 住所記入不要

クイズ【答え】PSCマーク

消費生活用製品安全法で規制されている製品(※注)については、このマークを貼付しなければ販売することができません。(※注)家庭用圧力なべ・圧力がま、乳幼児用ベッドなど

